

生食輸発0609第2号
平成29年6月9日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成29年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(タイ産赤とうがらしのプロピコナゾール並びに米国産ラズベリーのメトキシフェノジド及びとうもろこし(爆裂種に限る。)のピリミホスメチル)

標記については、平成29年3月31日付け生食輸発0331第2号(最終改正:平成29年5月11日付け生食輸発0511第1号。以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところです。

今般、輸入時に実施した、米国産生鮮ラズベリーのモニタリング検査において、また、米国産とうもろこしの自主検査において食品衛生法違反の事例があったことから、食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、米国産ラズベリーに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げ、食品衛生法違反の製造者、製造所、輸出者又は包装者に対して輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2の米国の項にラズベリーに係る下記対象品目及び検査項目を追加し、別表第3に下記を追加します。

また、タイ産赤とうがらしのプロピコナゾールについては、過去一年間の検査実績を踏まえ、モニタリング通知の別表第2及び別表第3から削除しますので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
平成29年6月9日	米国	ラズベリー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	残留農薬 (メトキシフェノジド)	SELECT TRADING COMPANY LIMITED PREMIERE RASPBERRIES
		とうもろこし(爆裂種に限る。) 及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬 (ピリミホスメチル)	PREFERRED POPCORN